

未病センターの活動の基本原則

この定めは、神奈川県における未病センター認証要綱第3条の規定に基づき、未病センターの活動に関する基本原則について必要な事項を定めるものとする。

1 未病センターの活動

未病センターにおいては、次の活動を行う。

- (1) 利用者の「未病の見える化」のための機会の提供
- (2) 利用者自身による「未病を改善する」取組み（「食」「運動」「社会参加」）の支援
※「未病を改善する」

病気の発症や老化による心身の機能低下の発現の前段階、及び発症・発現後において、生活習慣（「食」「運動」「社会参加」）の改善によって、できる限り健康な状態に近付けること

2 活動全般の共通原則

1の活動は、以下を共通原則として実施するものとする。

- (1) 安全性の確保等
 - ア 活動にあたっては利用者の安全性の確保とともに、活動によって健康への悪影響を生じないように、利用者の年齢・性別等に応じた配慮を行うこと
 - イ 健康増進の効果等について誤解や誤認を生じることのないように、一般の人にわかりやすく、情報提供等を行うこと
- (2) 個人情報の保護等
 - ア 活動に際して個人情報を収集する場合は利用者の承諾を得た範囲とするともに、個人情報の保護・管理を適切に行うこと
 - イ センターの活動目的以外に個人情報を利用する場合、或いは、第三者に個人情報を提供する場合には、利用者の承諾を得ること
 - ウ 個人情報の提供に対する反対給付を受けないこと
- (3) 非営利性の確保
利用者から費用を徴収する場合は、活動にかかる実費の範囲内とし利益を目的としないこと
- (4) 医療行為に該当する可能性のある活動の禁止
医療行為に該当する可能性のある活動を行わないこと

3 各活動の基本原則

1の活動は、2の共通原則とともに、以下の活動原則に応じた基本原則に従って実施するものとする。

- (1) 利用者の「未病の見える化」のための機会の提供
 - ア 「未病の見える化」は科学的根拠のある方法によること
 - イ 「未病の見える化」のために測定等を行う際は、他の利用者に個人情報が知られることがないように、個人情報の保護に留意すること
 - ウ 「未病の見える化」によって得られた測定データ等の個人情報は、全て利用者本人に還元すること
- (2) 「食」の取組みの支援

- ア バランスよく多様な食品を適量摂取することを基本とすること（特定の食品の摂取や極端なダイエットを薦めないこと）
 - イ 健康食品に関する情報提供は保健機能食品の範囲に限ること
- (3) 「運動」の取組みの支援
- ア 日常的に楽しく継続できる運動を基本とすること
 - イ 個々の利用者が自身の健康状態に合わせて参加できるよう、競争心を煽る指導や記録達成を目標とした指導を行わないこと
- (4) 「社会参加」の取組みの支援
- ア 気軽に参加でき、広く門戸が開放されている活動を基本とすること
 - イ 宗教性や政治性のある活動や、射幸心をあおる活動、投機的活動に繋がる可能性のある活動を行わないこと

附 則

この定めは、平成 28 年 3 月 8 日から施行する。

この定めは、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。